③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」に基づき、「地域３」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　本工事では、下記３⑶に示す技術提案項目のうち①、②及び③について、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていることを求める。

よって、①、②及び③について、技術提案資料が提出されることが必要である。

なお、技術提案資料の提出がなかった場合、競争参加資格は認めない。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（発注者が設定する競争参加資格の最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。）に最大30点の加算点（入札参加者が、技術提案をした施工計画による「技術提案」、「工事中のコスト削減につながる提案」及び「社会貢献度」に関する提案項目に応じて付与する点数。以下同じ。）を加えた点数を入札価格で除した数値（下記３⑷でいう「評価値」）を算出し、この数値を比較して落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

「技術提案」、「工事中のコスト削減につながる提案」及び「社会貢献度」に関する事項を評価項目とし、評価項目を具体化したものを技術提案項目とする。

⑶　技術提案項目

①　軟弱地盤上に構築するコンクリート構造物沈下抑制対策の留意点とその対策

②　供用中の高速道路の車線に近接する道路工事における留意点とその対策

③　切盛土工工事を施工するための留意点とその対応

④　契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方

⑤　工事現場における地球環境への取組み

⑷　評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案項目を評価し、

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案の内容が発注者が設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

③　評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。

⑸　評価点の付与の方法

発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとし、技術提案の内容をＡ／Ｂ／Ｃ／Ｄ／Ｅ／Ｆで判定し、下表に従って加算点を付与するものとする。

①　軟弱地盤上に構築するコンクリート構造物沈下抑制対策の留意点とその対策

Ａ：５／Ｂ：３／Ｃ：１／Ｄ：欠格

②　供用中の高速道路の車線に近接する道路工事における留意点とその対策

Ａ：10／Ｂ：８／Ｃ：６／Ｄ：４／Ｅ：２／Ｆ：欠格

③　切盛土工工事を施工するための留意点とその対策

Ａ：５／Ｂ：３／Ｃ：１／Ｄ：欠格

④　契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方

Ａ：５／Ｂ：３／Ｃ：０

⑤　工事現場における地球環境への取組み

Ａ：５／Ｂ：４／Ｃ：３／Ｄ：２／Ｅ：０

⑹　上記⑷において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑺　技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定を最大15点減点する。また契約違反としての措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署

〒760―0065 高松市朝日町四丁目１番３号

西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部経理グループサブリーダー　六車　公年　電話087―825―1886

⑵　入札説明書、図面、仕様書等（以下「申請書等」という。）の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成21年12月21日（月）から平成22年３月10日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成21年12月29日から平成22年１月３日）（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所：４⑴に同じ。

③　交付方法：直接交付する。

⑶　申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成21年12月22日（火）から平成22年１月20日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び提出方法

①　提出期限：平成22年３月10日（水）午後４時00分

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時：平成22年３月11日（木）午前10時00分

②　開札場所：上記４⑴の１階入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。